

特定非営利活動法人サイバー・キャンパス・コンソーシアム TIES

研究活動に係る不正行為の防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人サイバー・キャンパス・コンソーシアムTIES（以下「本法人」という）における研究活動に係る不正行為及び研究費の不正使用（以下「不正行為」という）を防止するとともに、不正行為が行われ、またはそのおそれがある場合に厳正かつ適切に対応するため必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、以下に該当する行為をいう。ただし、故意によるものでないことが証拠をもって明らかにされたものは不正行為には当たらない。

(1) 研究の申請、実施、報告または審査における以下の行為

イ 捏造 : 存在しないデータ及び研究成果等を作成すること

ロ 改ざん : 研究資料・機器・過程を変更する行為を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

ハ 盗用 : 他の研究者の研究内容、研究結果及び文章等を当該研究者の了解または適切な手続きを経ることなく流用すること

ニ 二重投稿 : 既発表または投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること

ホ 不適切なオーサーシップ : 論文著作者が適正に公表されないこと

(2) 研究費の不正使用 : 私的流用、不正受給、目的外使用または不正経理等、法令、研究費を配分した機関（以下「配分機関」という）及び本法人が定める規程等に違反して経費を使用すること

(3) 利益相反

(4) 前各号に掲げる行為の証拠隠滅または立証妨害

(管理責任体制)

第3条 理事長は、最高管理責任者として、不正防止対策の基本方針を策定し、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が研究費の適切な運営及び管理を行えるよう必要な措置を講じるものとする。

2 研究所長は、統括管理責任者として、基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする具体的な対策を策定・実施し、実施状況を最高管理責任者に報告するものとする。

3 副理事長は、コンプライアンス推進責任者として、統括管理責任者の指示のもと、次の各号に掲げる業務を実施し、実施状況を確認して統括管理責任者に報告するものとする。

(1) 科研費にかかわる部局に対して不正行為防止対策を実施すること

(2) 科研費にかかわる部局の構成員が適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること

4 事務局長は、研究倫理教育責任者として、統括管理責任者の指示のもと、研究のみならず研究活動に関連する職員に対して研究倫理教育を定期的実施し、各種啓発活動、研究データの保存、開示の徹底等に取り組むものとする。

(不正防止計画推進室)

第4条 研究所長は、不正防止計画を推進するため、不正防止計画推進室を置く。

- 2 不正防止計画推進室は、事務局長を室長とし、事務局管理業務チームで構成する。
- 3 不正防止計画推進室は、研究所長の指導のもと、機関全体の具体的な対策を策定・実施するものとする。

(研究者の責務)

第5条 研究者は、本法人「研究者の行動指針」に定めるとおり、高い倫理性及び自己規律を保持し、研究活動に係る不正行為を行ってはならない。また、他者の不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者は、研究倫理教育責任者の指導に従い研究倫理教育に関する研修会を受講しなければならない。
- 3 研究者は、研究活動によって得られた研究データ・資料について、研究終了から最低5年間保存し、必要な場合には開示しなければならない。
- 4 研究者は、第10条及び第11条に定める調査に協力しなければならない。

(通報等の受付窓口)

第6条 本法人における研究活動に係る不正行為に関する通報、告発及び相談（以下「通報等」という）に対応するため、受付窓口を事務局に設置する。連絡先として、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスをHPで公表する。

- 2 通報等の受付を担当する者は、自己との利害関係のある事案に関与してはならない。

(通報等の受付)

第7条 不正行為に関する通報等は、原則として顕名により行われるものとし、不正行為を行ったとする者の氏名、不正行為の態様等、事案の内容を明示し、かつ不正とする科学的で合理性のある根拠が示されていなければならない。

- 2 匿名による通報等においても、前項の規定に準じて取り扱うことができるものとする。
- 3 報道や外部機関により不正行為の疑いが指摘された場合も、前々項の規定に準じて取り扱うものとする。
- 4 不正行為が行われようとしている、または不正行為を求められているという未然の相談については、事務局長がその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、当該事案の対象者に警告を行う。

(通報等の取扱い)

第8条 前条の規定により通報等があった場合、受付担当者は通報等を受け付けた旨を通報者に通知するとともに、直ちに理事長及び研究所長へ報告する。

- 2 理事長は、通報等の受付から30日以内に、通報等の内容の合理性を確認し、調査の要否を判断する。また、当該事案に係る研究が配分機関の資金により行われていた場合には、当該調査の要否を配分機関に報告する。
- 3 理事長は、通報等を受理することとなった場合、研究所長に調査を要請する。通報等を受理しないことを決定した場合、その旨、理由を付して通報者に通知する。

(通報者・被通報者の保護等)

第9条 受付窓口寄せられた不正行為に関する通報等を知る立場にある者は、通報者、被通報者及び通報等の内容について、調査結果の公表まで第三者に漏えいしないよう秘密保持を徹底しなければならない。

- 2 理事長は、単に通報したことを理由に、通報者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 理事長は、相当な理由なしに、単に通報等がなされたことのみをもって、被通報者の研究活動の禁止、または解雇その他不利益な取扱いを行ってはならない。

(予備調査の実施)

第10条 第8条第3項の規定により調査を実施する場合、研究所長は予備調査委員長を選任し、予備調査委員会を開催する。

- 2 予備調査委員は予備調査委員長が選任する。ただし、当該通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 3 予備調査は、通報者からの事情聴取または通報書に基づき、不正行為が行われた可能性、通報内容の合理性等について調査を行う。
- 4 予備調査委員長は、通報等を受理した日から30日以内に、理事長に予備調査結果を報告する。理事長は、予備調査結果を受けて、直ちに通報等がなされた事案の本調査を行うか否かの決定をする。
- 5 理事長は、本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに通報者に通知する。この場合、予備調査に係る資料等を保存し、配分機関や通報者の求めに応じ開示するものとする。

(本調査の実施)

第11条 理事長は、本調査を行うことを決定した場合、通報者及び被通報者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被通報者が本法人以外の機関に所属している場合には、これに加え当該所属機関にも通知する。

- 2 理事長は、当該事案に係る研究が配分機関の資金により行われていた場合には、当該配分機関及び文部科学省に対し、本調査を行う旨を報告し、調査方針、調査対象及び方法について協議する。
- 3 本調査は、本調査実施の決定後30日以内に開始する。
- 4 理事長は、直ちに調査委員会を設置し、調査委員長には研究所長を充てる。
- 5 調査委員会は原則理事で組織し、法律及び会計等の専門的知識を有する本法人外の者を含めることとする。また、通報者及び被通報者と直接利害関係を有しない者で構成する。
- 6 理事長は、調査委員会を設置したときは、委員の氏名や所属を通報者及び被通報者に通知する。これに対して、被通報者から10日以内に異議申立てがあった場合、理事長及び調査委員長は異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。
- 7 調査委員会は、論文等の不正の場合には、当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより調査を行う。また、研究費の不正の場合には、各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類の精査、関係者等のヒアリングなどにより調査を行う。この際、被通報者からの弁明の機会を設ける。

- 8 前項に関して、理事長は調査委員会の調査権限について定め、関係者に周知し、この調査権限に基づく調査委員会の調査に対し、通報者及び被通報者などの関係者は誠実に協力しなければならない。また、本法人以外の機関において調査がなされる場合で、協力を要請された場合は誠実に協力しなければならない。
- 9 理事長は、必要に応じて、被通報者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることができる。
- 10 調査委員会は、本調査に当たって、通報等に係る研究及び研究費に関して、証拠となる資料、関係資料等を保全する措置をとる。なお、これらの措置に影響しない範囲内であれば、被通報者の研究活動を制限しないこととする。
- 11 調査委員会は、通報された事案に係る研究活動の予算の配分または措置をした配分機関等の求めに応じ、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出または閲覧、現地調査、調査の進捗状況報告及び中間報告等に応じなければならない。

(調査結果の認定)

- 第12条 調査委員会は、本調査開始から150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否かを認定する。
- 2 調査委員会は、不正行為が行われたと認定された場合は、調査結果、不正内容、不正発生源、不正行為に関与した者とその関与の程度、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、研究費の不正使用の場合はその相当額、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を理事長に提出する。
 - 3 理事長は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、配分機関に報告するものとする。なお、前々項に定める期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
 - 4 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定された場合にあって、調査を通じて通報等が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行う。この認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与える。

(調査結果の通知)

- 第13条 理事長は、調査結果を速やかに通報者及び被通報者に通知する。被通報者が本法人以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。
- 2 理事長は、当該事案に係る研究が配分機関の資金により行われていた場合には、当該配分機関及び文部科学省に、調査結果を通知する。
 - 3 悪意に基づく通報との認定があった場合、理事長は、通報者の所属機関にも通知する。

(不服申立て)

- 第14条 調査の結果、不正行為が行われたと認定された被通報者は、前条第1項の通知を受けてから30日以内に、理事長に対し、不服申立てをすることができる。ただし、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものと認定された通報者(次条の規定による再調査の結果、悪意に基づく通報等と認定された者を含む)は、前条第1項の通知を受けて

から30日以内に、理事長に対し、不服申立てをすることができる。

- 3 理事長は、被通報者から不服申立てがあったときは通報者へ通知する。また、当該事案に係る研究が配分機関の資金により行われていた場合には、当該研究費配分機関及び文部科学省にも通知する。

(不服申立ての審査及び再調査)

第15条 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、理事長は、調査委員の交代もしくは追加、または調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。

- 2 調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査し、理事長に報告する。
- 3 理事長は、前項の報告を受けた後、速やかに再調査を行うか否かを決定し、通報者及び被通報者に当該決定を通知する。また、当該事案に係る研究が配分機関の資金により行われていた場合には、当該配分機関及び文部科学省にも通知する。
- 4 理事長は、再調査を行うと決定した場合には、調査委員会に再調査を指示する。このとき調査委員会は、被通報者に対し、さきの調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査への協力を要請する。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、調査を打ち切ることができる。
- 5 調査委員会は、再調査開始から50日以内に、さきの調査結果を覆すか否かを決定し、理事長に報告する。
- 6 理事長は、前項の報告を受け、当該結果を被通報者及び通報者へ通知する。被通報者が本法人以外の機関に所属するときは被通報者が所属する機関にも通知する。また、当該事案に係る研究が配分機関の資金により行われていた場合には、当該配分機関及び文部科学省にも通知する。

(調査結果の公表等)

第16条 理事長は、不正行為が行われたことを認定した場合は、次の事項を速やかに公表するものとする。

- (1) 不正行為に関与した者の所属及び氏名
 - (2) 不正行為の内容
 - (3) 統括管理責任者または調査委員会が公表時までに行った措置の内容
 - (4) 調査委員会委員の所属及び氏名
 - (5) 調査の方法、手順等
 - (6) その他必要と認める事項
- 2 理事長は、不正行為が行われたとの認定があった場合、不正行為への関与が認定された者等に対し、懲戒規程に基づき適切な処置をとるとともに、不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。
 - 3 理事長は、不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏れいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。
 - 4 理事長は、悪意による通報等があったと認定される場合は、通報者の所属及び氏名の公表や懲戒処分、刑事告発などの必要な措置を講じることができる。

(守秘義務)

第17条 不正行為に起因する問題に対応する者は、当事者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、その任務の遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第18条 不正行為の防止に関する事務は、事務局管理業務チームが行う。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成29年 3月18日から施行する。